

第四十二号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第二十一条」の下に「又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十一条」を、「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第七条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第四号に掲げる条件を具備するときは、同項各号」に改める。

第十条第一項中「希望し、かつ」を「希望するもののうち」に、「認められるもの」を「認められ、かつ、その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でない者」に改める。

第五十条中「具備する者」の下に「で、その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福島復興再生特別措置法が制定されたことに伴い、同法に規定する居住制限者について県営住宅の入居者資格の特例を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。